給与支払報告 特別徴収にかかる給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、非課税の方も含めてすみやかに提出してください

※処理事項	1．現年度	2．新年度	3．両年度

令和 × 年 ○ 月 △ 日

○○○ 市町村長殿

（特別徴収義務者）

所在地	郵便番号 012 － 3456　○○県××市△△1－2－3
名称	株式会社 ○×商事
代表者の職氏名印	代表取締役 特徴 太郎　代表　印
個人番号又は法人番号	11111 1111 1111

特別徴収義務者指定番号	1234567
宛名番号	123
連絡者の係及び氏名並びにその電話番号	係：人事課 / 氏名：特徴 花子 / 電話：（0000）00 － 0000 番

給与所得者			（ア）特別徴収税額（年税額）	（イ）徴収済税額	（ウ）未徴収税額（ア）－（イ）	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収	一括徴収した税額は
フリガナ	イナ タロウ								
氏名	伊那 太郎	生年月日（旧姓：　）昭和 50 年 1 月 1 日	140,000 円	6 月から 8 月まで	9 月以降	令和 × 年 8 月 31 日	✔1 退職（普/障） 2 転勤 3 休職 4 長期欠勤 5 死亡 6 合併 7 会社解散 8 住所誤報 9 その他	✔2 一括徴収	9 月分で
個人番号	2222 2222 2222								
旧住所	○○県××市△△3－2－1	（1月1日現在の住所…必ず記入願います。）		35,600 円	104,400 円		（特別徴収不可）	※3を選択した場合は、一括徴収できない場合を選択してください	10 月 10 日 納入
現住所	（給与の支払を受けなくなった後の住所）								

退職した年の1月から退職時までの給与支払額	控除社会保険料額	退職手当等の支払額（支払金額）
1,200,000 円	60,000 円	3,000,000 円

◎退職等による残税額の「一括徴収」について次の欄に記入してください。

（1月1日～4月30日までの退職は一括徴収が義務づけられています。）

一括徴収	一括徴収の理由	徴収予定月日	徴収予定額	徴収予定額合計（上記（ウ）と同額）	一括徴収しない理由
	✔1 異動が12月31日までで、申出があったため 8 月 25 日申出	9 ・ 20	104,400 円	104,400 円	1 異動の日が12月31日までで、本人からの申出がないため。
	2 異動が1月1日以後で、特別徴収の継続の希望がないため	・	円		2 異動の日が4月30日までの間で、残税額（上記（ウ）の額）を超える給与、または退職手当の支払いがないため。
	異動者印 伊那	・	円		3

一括で徴収した税額を納入する月
※1月以降の退職の場合は、原則一括徴収が基本になります。

3 普D	給与の支払いが不定期（例：給与の支払いが毎月でない）	勤続年数
4 普E	事業専従者（個人事業主のみ対象）	20 年

◎就職・転勤等により新しい勤務先に[redacted]を希望される場合は、次の欄に記載してください。

1. 就職 2. 転勤 3. その他 のうち、

該当番号 [ ] 番により、

普通徴収の [ ] 期から

4期までを [ ] 月分から

特別徴収し納入する。

8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分で一括徴収して納入する場合。

（ア）特別徴収税額（年税額）１４０，０００円（6月から翌年5月分）

（イ）徴収済税額　３５，６００円（6月から8月分）

（ウ）未徴収税額　１０４，４００円（9月から翌年5月分）

↑

一括徴収税額（納入額と同額）

特別徴収義務者指定番号	
連絡者の係及び氏名並びにその電話番号	係 / 氏名 / 電話（　）　－　番
給与支払方法及びその期日	特徴納入書の送付：必要 / 不要

ご注意

1 黒のボールペン又はペンで記載してください。

2 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。新勤務先では、下段（転勤等による特別徴収届出書）の事柄を記入し、また、徴収台帳への記入等必要の手続を済ませたうえで、一月一日現在の住所地（課税地）の市区町村長に送付してください。「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。また前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の「個人番号」は、一月一日から四月三十日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。

3 ※印の欄は、届出者において記入する必要はありません。